

早わかり中国特許

～中国特許の基礎と中国特許最新情報～

2015年11月10日

執筆者 河野特許事務所

弁理士 河野英仁

(月刊ザ・ローヤーズ 2015年10月号掲載)

第53回 開放式請求項と閉鎖式請求項

1. 概要

中国において請求項を記載する場合、主に開放式請求項と閉鎖式請求項とのいずれかを選択することができる。機械及び電気分野においては一般に請求項に記載した構成要件以外の要素をも含み得る開放式請求項を用いるのが一般的である。一方、化学分野においては他の要素を請求項に記載した構成要件に含めないことを意図する閉鎖式請求項が用いられる場合がある。閉鎖式請求項の場合の権利範囲解釈に当たっては、注射液事件¹が参考となる。

注射液事件では中国語で「由・・・組成」と表現する閉鎖式請求項が用いられており、イ号製品は請求項に記載された組成物に加え補助物質が含まれていた。閉鎖式請求項を用いた場合であっても不純物を含む製品も権利範囲に含まれる。中級人民法院及び高級人民法院は、イ号製品の補助物質が請求項に記載された組成物により奏される効果に実質的な影響を与えないことから、イ号製品は特許発明の技術的範囲に属すると判断した。

一方、最高人民法院はイ号製品の当該補助物質の役割及び審査経過を総合的に考慮し、当該補助物質を含むイ号製品は技術的範囲に属しないと判断した。

2. 背景

(1) 特許の内容

再審被請求人である胡小泉(以下、原告という)は、2004年7月21日国家知識産権局に「注射用二ナトリウムアデノシン三リン酸塩化マグネシウムフリーズドライ粉注射薬及びその生産方法」と称する発明特許出願を行った。

本件特許出願は、2006年11月15日に広告された。原告が特許権者であり、特許番

¹ 最高人民法院 2012年12月20日判決 (2012)民提字第10号

号は ZL200410024515.1(以下、515 特許という)、公告番号は CN1284525C である。争点となった請求項 2 は以下のとおりである。

2. 注射用二ナトリウムアデノシン三リン酸塩化マグネシウムフリーズドライ注射液において、二ナトリウムアデノシン三リン酸と塩化マグネシウムとからなる組成は、両者の重量比が 100mg : 32mg であることを特徴とする。

請求項 2 の記載からすれば以下の技術特徴を含む。

1. 注射用注射液の態様はフリーズドライ粉である；
2. 該注射液は二ナトリウムアデノシン三リン酸と、塩化マグネシウムとのフリーズドライ粉である；
3. 該注射液組成中の二ナトリウムアデノシン三リン酸と塩化マグネシウムの重量比は、100mg 対 32mg である。

(2)被告製品

泰盛公司も同じく注射用二ナトリウムアデノシン三リン酸塩化マグネシウムフリーズドライ注射液(以下、イ号製品という)の生産を行っており、特利爾分公司がイ号製品の販売を行っている。以下、泰盛公司及び特利爾分公司をまとめて被告という。

原告は被告が販売するイ号製品が 515 特許の請求項 2 を侵害するとして山東省済南市中級人民法院に提訴した。

(3)中級人民法院の判断

イ号製品の“注射用二ナトリウムアデノシン三リン酸塩化マグネシウム”も同様に二ナトリウムアデノシン三リン酸が 100mg、塩化マグネシウムが 32mg であり、請求項の範囲と同一である。

しかしながら、イ号製品には補助原料として、さらに重炭素ナトリウム及びアルギニンが含まれていた。中級人民法院は、被告が販売するイ号製品の製品説明書及び政府の販売許可を得るための審査批准文書中に、これらの補助成分についての記載がないことを指摘した。そのため、中級人民法院は被告が市場にて販売しているイ号製品に補助成分が含まれているか否かを実証する証拠が提出されていないと認定した。

また中級人民法院は、たとえイ号製品が上述の補助成分を含んでいたとしても、単なる補助原料にすぎず、主要成分ではなく、該注射液中の“二ナトリウムアデノシン三リン酸及び塩化マグネシウム”の組成構成及び重量比に影響を与えないことから、請求項 2

にかかる特許製品と依然として同一製品であると判断した。

以上の理由により、中級人民法院は、イ号製品中に補助原料「重炭素ナトリウム及びアルギニン」が含まれているため、特許権侵害が成立しないという被告の抗弁を退けた。その上で、被告に対し、イ号製品の生産及び販売の即時停止、並びに、20 万元(320 万円)の損害賠償を命じた²。被告はこれを不服として山東省高級人民法院へ上訴した。

(4)高級人民法院の判断

高級人民法院は、イ号製品が請求項 2 に記載された主要成分と同一であることを認定した上で、補助成分について以下のとおり判断した。イ号製品中には補助原料重炭素ナトリウム及びアルギニンが加えられているが、まさにその説明書に記載されているように単なる補助原料であり、主要成分ではない。補助原料を加えることは薬物製造過程中の必須の段階である。重炭素ナトリウムはアルカリ性化合物として、溶液の pH 値を調節する際に用いられる一般的な補助原料であり、アルギニンもまた安定剤として製薬業界の当事者であれば連想できるものである。

→続きは、月刊ザ・ローヤーズ10月号をご覧ください。

²山東省済南市中級人民法院判決 2008 年 6 月 24 日判決 (2008)済民三初字第 4 号